

長野県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録要項

社会福祉法人長野県社会福祉協議会
(長野県介護支援専門員研修指定研修実施機関)

(目的)

第1条 本要項は、介護支援専門員実務研修実習実施要領第8条に規定する実習受入協力事業所(以下、「協力事業所」)の登録について、その取扱いを定めることを目的とする。

(協力事業所登録の要件)

第2条 協力事業所は次の各項に掲げる基準を全て満たすものとする。

- 1 以下の要件を満たした実習指導者を配置していること。
常勤専従の主任介護支援専門員であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 主任介護支援専門員更新研修修了者
 - (2) 令和元年度以降の主任介護支援専門員研修修了者
- 2 県または市町村が実施する指導監督において、改善勧告を受けたことがないこと。
- 3 第11条に定める協力事業所登録取り消しを1年以内に受けていないこと

(協力事業所の責務)

第3条 協力事業所は長野県介護支援専門員実務研修実施要領第15条第1項に規定する受入依頼があった場合は、原則としてこれを受け入れる。正当な理由なく受け入れを行わなかった場合、長野県介護支援専門員研修指定研修実施機関である長野県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)は第11条に定める長野県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取り消し通知書(様式第7号)を施行するものとする。

(登録の有効期間)

第4条 登録有効期間は登録の翌年の7月31日までとする。

(登録の申請)

第5条 登録を希望する事業所は、長野県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書(様式第1号)に必要書類を添付の上、県社協に提出するものとする。

(登録の承認、不承認)

第6条 県社協は、前条により登録希望事業所から申請を受けた場合、承認の可否を長野県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承認(不承認)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(登録の変更)

第7条 協力事業所は、承認を受けた内容に変更が生じた場合、速やかに介護支援専門員実務研修

実習受入協力事業所変更（更新）登録申請書（様式第3号）を県社協に提出するものとする。

第7条の2 前条による申請が、毎年度4月1日～7月20日の間にあった場合、登録の変更と登録の更新申請が併せて行われたものとみなす。

（登録変更及び更新の承認）

第8条 県社協は、協力事業所から登録変更（更新）申請を受けた場合、承認の可否を長野県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録変更（更新）承認（不承認）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（登録の取り下げ）

第9条 協力事業所が、下記事項に規定した事態となった場合、速やかに長野県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取り下げ届（様式第5号）を県社協に提出するものとする。

- （1）登録した事業所が閉鎖する場合
- （2）第2条に掲げる要件を満たさなくなった場合

（登録取り下げの承認）

第10条 県社協は、前条により登録事業所から取り下げ届を受理した場合は、長野県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取り下げ受理通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（登録の取り消し）

第11条 県社協は、次の各号のいずれかに該当する場合は登録を取り消すことができるものとし、長野県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取り消し通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- （1）申請に虚偽があった場合
- （2）登録要件を満たさないことが明らかになった場合
- （3）長野県介護支援専門員実務研修「実習」実施要領第15条（1）に規定する実習の受け入れを正当な理由なく行わなかった場合

（登録の更新）

第12条 協力事業所が、登録内容を変更せずに登録を更新したい場合は、長野県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所更新申請書（様式第8号）により7月20日までに県社協に申請するものとする。

（更新登録の承認、不承認）

第13条 県社協は、前条により登録事業所から申請を受けた場合、承認の可否を7月31日までに長野県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所更新登録承認（不承認）通知書（様式第9号）により通知するものとする。

附 則

この取扱いは平成28年5月31日から施行する。

この取扱いは平成29年4月30日から施行する。

この取扱いは令和元年5月31日から施行する。

この取扱いは令和3年4月16日から施行する。

この取扱いは令和6年4月19日から施行する。